

宿泊施設の適正についての確認書

宿泊施設の確認事項

| 確認事項 | 措置の有無 | 特記事項 |
|--|-------|------|
| ① 宿舎を確保する場所は、爆発物、可燃性ガス等の火災による危険の大きい物 を取扱い・貯蔵する場所の付近、高熱・ガス・蒸気・粉じんの発散等衛生上 有害な作業場の付近、騒音・振動の著しい場所、雪崩・土砂崩壊のおそれの ある場所、湿潤な場所、出水時浸水のおそれのある場所、伝染病患者収容所 建物及び病原体によって汚染のおそれの著しいものを取扱う場所の付近を避 ける措置を講じていること | 有 ・ 無 | |
| ② 2階以上の寝室に寄宿する建物には、容易に屋外の安全な場所に通ずる階段 を2箇所以上(収容人数15人未満は1箇所)設ける措置を講じていること | 有 ・ 無 | |
| ③ 適当かつ十分な消火設備を設置する措置を講じていること | 有 ・ 無 | |
| ④ 寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5㎡以上を確保する こととし、個人別の私有物収納設備、室面積の7分の1以上の有効採光面積 を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること | 有 ・ 無 | |
| ⑤ 就眠時間を異にする2組以上の技能実習生がいる場合は、寝室を別にする措 置を講じていること | 有 ・ 無 | |
| ⑥ 食堂又は炊事場を設ける場合は、照明・換気を十分に行い、食器・炊事用器 具を清潔に保管し、ハエその他の昆虫・ネズミ等の害を防ぐための措置を講 じていること | 有 ・ 無 | |
| ⑦ 他に利用し得るトイレ、洗面所、洗濯場、浴場のない場合には、当該施設を 設けることとし、施設内を清潔にする措置を講じていること | 有 ・ 無 | |
| ⑧ (宿泊施設が労働基準法第10章に規定する「事業の附属寄宿舎」に該当する 場合) 同章で定められた寄宿舎規則の届出等を行っており、又は速やかに行 うこととしていること | 有 ・ 無 | |

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

確認者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名

